

第1287号

AFN-1287

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 10/15 (火)

『次世代住宅ポイント制度発行戸数が1万戸超新築等に商品と交換できるポイントを発行』

国土交通省がこのほど公表した次世代住宅ポイント制度の実施状況によると、8月末でポイント発行戸数が新築・リフォーム合わせて1万戸を超えたことが分かった。

次世代住宅ポイント制度は、2019年10月の消費税率10%への引上げ後の住宅購入の支援を目的として、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、消費者の需要を喚起し、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るために創設されたものである。

具体的には、2019年10月の消費税率10%への引上げ後の住宅購入の支援を目的として、消費税率10%が適用される一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントが発行される。

省エネ・耐震・バリアフリー、家事負担軽減に対応した一定性能の住宅の新築やリフォームをし、本年10月以降に引渡しを受ける住宅(一定期間内の請負契約・着工が要件)が対象で、ポイント発行申請をすることで様々な商品等と交換できるポイント(1ポイント1円相当)が受け取れる。

申請受付は本年6月3日から始まり、8月末までの累計で新築1万1836戸、リフォーム2026戸の合計1万3862戸が申請し、審査の結果、1万618戸(新築8869戸、リフォーム1749戸)にポイントが発行された。発行ポイント数は、合計31億5957万ポイントにのぼっている。

ポイント発行申請期限は来年3月までを予定している(本年度1300億円の予算を計上していることから、予算の執行状況に応じて申請期限を公表)。商品交換申込は本年10月から来年6月まで。交換商品は、家電からインテリア、雑貨・日用品、地場産品、食料品・飲料など、幅広い。



『有給取得促進へ厚労省も後押し 取得率70%達成へ』

働き方改革の一環として、労働基準法が改正されたことは記憶に新しい。これにより4月から法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上すべての労働者に対し、毎年5日以上を取得をさせることが義務づけられた。年休の取得率は2017年に51.1%となり、18年ぶりに5割を超えたが、国が目標とする70%には依然として大きな乖離がある。

厚生労働省は10月を年次有給休暇取得促進期間とし、集中的な広報活動に力を入れる予定だ。特に年休の計画的付与制度の導入は、同省としても労働基準法遵守の観点からも重要と認識している。年休の計画的付与制度とは年休の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数について計画的に取得日を割りふれる制度だ。導入にあたっては、労使協定の締結が必要となる。同省では計画的付与について、年休取得にためらいを感じる労働者も計画的に付与されるのであればためらいなく取得ができる、事業の閑散期等に設定できるなどのメリットをあげている。本来の趣旨からすれば、年休は個人が希望日に取得するのが原則だ。しかし、年休の取得が義務づけられた現状、計画的付与の導入も一考に値するだろう。なお、年休取得義務を果たせない場合は30万円以下の罰金となる。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com